

現場代理人及び主任技術者等の取扱いについて

I 現場代理人及び主任技術者等の兼務について

1 複数の工事での現場代理人及び主任技術者の兼務要件（監理技術者は適用しない）

		先工事	
		現場代理人	主任技術者
後工事	現場代理人	(※1)	(※3)
	主任技術者	(※3)	(※2)

(※1) 現場代理人の常駐義務緩和要件（工事請負契約約款第11条第3項に基づく緩和）

次の全てを満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で現場代理人の兼務が可能。

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する2件の工事
※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ② 個々の工事の請負代金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）
- ③ 兼務する工事現場が甲斐市内又は相互の間隔が10km以下

(※2) 専任の主任技術者の兼務が可能な取扱い（建設業法施行令第27条第2項からの判断）

次の全てを満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で主任技術者の兼務が可能。

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する2件の工事
※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
- ③ 工事現場の相互の間隔が10km以下

(※3) 現場代理人を他工事の主任技術者と兼務する場合の要件（非専任の技術者の場合）

次の全てを満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で現場代理人と主任技術者の複数の役割を兼務することが可能。

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する2件の工事
※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ② 個々の工事の請負代金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）
- ③ 工事現場の相互の間隔が10km以下

2 複数の工事を一つの工事としてみなせる場合の取扱い（監理技術者も適用）

1 同一現場内における現場代理人の兼務要件

次の全ての要件を満たすとき現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能。

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する2件の工事
※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ② 施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事の請負契約が随意契約により締結されている場合

（参考）

～監理技術者制度運用マニュアル 三（2）抜粋～

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

II 兼務する際の注意事項

現場代理人や主任技術者等を兼務する場合は、兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないことの他、次の事項に注意すること
なお、「1」は現場代理人、「2、3」は主任技術者等、「4」は現場代理人及び主任技術者等に関連する注意事項である。

1 現場代理人の常駐義務を緩和（兼務等）する際の注意事項

- ① 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- ② 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること
- ③ 現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理（安全ミーティング、KY活動等）、及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること
- ④ 現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築すること

2 「一体性若しくは連続性が認められる工事」とは、次の事例が考えられます。

- ① 同一路線や同一河川で実施する工事
- ② 同一区画整理地内や同一県営公園内で実施する造成工事、道路改築工事、上下水道工事
- ③ 同時に複数箇所で交通規制を行なうような複数工事
- ④ その他、特別な事情がある場合

3 「施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、次の様な事例が考えられます。

- ① 資材の調達を一括で行う場合
- ② 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合

- ③ 工程調整や安全確保のための調整を要する場合
- ④ 土量配分計画の調整を要する場合
- ⑤ その他、特別な事情がある場合

4 「現場相互の間隔が10km以下」の10kmとは、現場間の「直線距離」を示します。河川の右岸と左岸の工事場所などで、自動車等での移動距離が10km以上の場合であっても、直線距離で10km以下かどうかで判断します。

- 5 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合もありますのでご注意ください。発注者が認めない場合の事例として、
- ① 施工時のプロセスチェックや段階確認等で、発注者から指導や助言なしでは工事を履行できない場合
 - ② 事故が発生した現場
 - ③ 虚偽報告や不正行為などが発覚した場合
 - ④ 施工時のプロセスチェック等で現場代理人や技術者に過度の負担が見受けられる場合
 - ⑤ 本取扱いで示した要件を満たしていても、甲斐市以外の発注者が独自の規定を定めており、双方発注者の要件を満たすことが出来ない場合

Ⅲ 手続き方法

1 手続きに必要な書類

- ① 現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書
- ② 兼務承認様式（兼務相手工事内容を記載）
- ③ 現場代理人及び主任技術者等 兼務申請に対する回答書

2 手順

【手順1】兼務希望業者から兼務申請（希望者）

後発工事の公告または指名通知がなされ、先発工事受注者が兼務配置を希望する場合は、後発工事公告に示された「設計書の内容に関する質問提出期限」までに、双方の発注者に「①現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書」に「②兼務承認様式」を添付し、協議、兼務申請すること（必要に応じ、公告資料・工事請負契約書写し・図面などの資料を添付し、先発工事発注者→後発工事発注者の順に兼務申請すること）また、後発工事が随意契約等のため手続き期間が短い場合は、兼務希望業者は直ちに兼務申請すること。

【手順2】先発工事発注者と後発工事発注者間で協議（発注者）

後発工事発注者（監督員等）から、先発工事発注者（監督員等）へ連絡をとり、双方の発注者間で兼務の可否について協議すること。

また、後発工事が随意契約等で手続き期間が短い場合は、直ちに協議すること

【手順3】後発発注者から兼務申請に対する回答（発注者）

後発工事の発注者は、後発工事の入札書受付日の前日までに、兼務希望受注者に対

して兼務の可否についての結果を伝達すること。

また、双方の発注者は、後発工事の契約締結までに「③現場代理人及び主任技術者等兼務申請に対する回答書」を交付し、協議結果を回答すること

（兼務希望業者が後発工事の落札者となり、兼務配置を行なう場合）

双方工事の発注者（監督員等）は、原本（添付書類含む）を保管すること

【手順4】兼務配置受注者から先発工事発注者への関係書類提出（希望者）

兼務配置を行なうことになった受注者は、後発工事の契約締結後、先発工事発注者（監督員等）に「現場代理人及び技術者通知書の写し」と「工事請負契約書の写し」を提出すること

※この手続きを行わない場合は、先発工事発注者が兼務状況の実態を把握できませんので、必ず提出してください。

※同日公告（または指名通知）でいずれが先発工事又は後発工事となるか判断しがたい場合は、兼務希望業者自らが先発工事又は後発工事の別を決定し、兼務申請をすること。

兼務申請手続きフロー

後発工事の入札公告（指名通知）

